

気象警報等・災害時の生徒対応マニュアル（R8.5.29 改訂）

在宅時

1 気象警報等発令の場合

- (1) 午前6時以降、下記の地域や警報区分で警報が発令されている場合は、臨時休校とする。
避難が必要な場合などは、安全最優先の行動に努めること。

地域	相生市、赤穂市、たつの市、上郡町、太子町、姫路市のいずれかの地域			
レベル 区分	警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報
	警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報
	警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報
その他	大雪警報・暴風警報・暴風雪警報・津波警報・大津波警報			

2 JR（網干－播州赤穂間）が不通（運休）の場合

午前6時以降、以下のJR路線区間で不通の場合は臨時休業とする。

- ・山陽本線（網干－相生）
- ・赤穂線（相生－播州赤穂）

不通とは、長時間にわたり運転再開の見込みがなく、全列車の運転を取り止めること。
遅延や運転見合わせ（一時的な運転停車や運転再開待ち）は不通ではない。

3 上記JR区間以外または、その他の公共交通機関（バス等）が不通の場合

自宅待機する（公欠扱い）。開通した場合は、開通を確認した時点で授業の用意をして登校する。

4 定期考査期間中の対応

臨時休業となった日に予定された考査については、原則、考査期間最終日の翌日に実施する。

5 自宅被災時

火災、床上浸水、地震による家屋倒壊等の被災を受け登校できない場合、できるだけ早く学校に連絡する。

6 安否確認

- ① 生徒の安否確認の必要が生じた場合、メール送信システム(ラインネット：着信確認あり)を学校より発信するので、確認欄を押す。
- ② 事故のある場合は、学校へ電話をする
- ③ 以上で、安否確認出来ない場合は、学校より電話、家庭訪問で安否確認をする。
※安否とは、本人、家族の安否、自宅の被害等。

